

**独立行政法人製品評価技術基盤機構
の中期目標を達成するための計画
(中期計画)**

独立行政法人 製品評価技術基盤機構

独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）の平成13年4月1日から平成18年3月31日までの期間における中期目標を達成するための計画は、以下のとおりとする。

なお、業務の実施に当たっては、全国組織を活用しつつ、関係機関と密接な連携を図り、効率的、かつ効果的な運営に努めることとする。

・業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置

以下のような措置を講ずることにより、期初において実施している業務について業務の効率化を進め、中期目標の期間中、平均で前年度比1%の業務経費の効率化を行うとともに、期中に新たに発生又は増加が見込まれる業務による運営費交付金の増大の抑制を図る。

1．共同研究等外部機関との協力・連携の推進

独立行政法人産業技術総合研究所等の公的試験研究機関、大学及び民間企業との間で適切な役割分担の下に共同研究その他の協力・連携、共同研究施設の活用などを進め、業務の促進と効率化を図る。

2．情報化の推進

財務会計システム、文書管理システム等の構築・運用による間接事務負担の軽減のほか、試験データ等の電子化とLANシステムの導入を推進する。

3．自動化設備等の導入

効率化、省力化を図るため、高速化、自動化設備の導入・活用等を推進する。

4．意思決定手続きの簡素化

各業務部門の長への権限委譲による責任の明確化と意思決定の簡素化による迅速な処理体制を確立する。

5．機動的な内部組織の構築と人員配置

業務遂行に最適な内部組織を構築するとともに、随時、業務量の変動に応じた人員配置を図る。

・国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置

A．バイオテクノロジー分野

1．生物遺伝資源に係る情報等の提供業務

(1) 産業上有用又は分類学上有用な微生物等の探索・分離・同定・保存、DNAクローン、培養

ブロス等の遺伝資源の作成、並びに微生物等の遺伝資源の寄託を受けること等により収集し、約5万の生物遺伝資源を保存する。

- (2) (1)の生物遺伝資源に関する情報（微生物等の分類、培養、生産物、塩基配列、遺伝子及び遺伝子機能等に関する情報）を収集・整理するとともに、国内外の関係機関との恒常的な関係を構築する等により、生物遺伝資源に関する情報等の収集や交換等を行う。
- (3) 生物遺伝資源及び情報の提供のためのカタログ、データベース等の整備、インターネット等の活用を行う。

2．生物遺伝資源に係る情報の高付加価値化業務

- (1) 産官学の研究者のニーズを踏まえ、人の健康維持、産業プロセスの環境調和、環境の維持・改善等政策的・戦略的に意義のある微生物等を中心に、共同研究等の形態で塩基配列の決定、遺伝子領域の推定、RNA解析、DNAチップ等による遺伝子発現情報の解析等により、85 Mbp以上のゲノム解析を行う。
- (2) ゲノム解析により取得した遺伝子に関する情報をデータベース化し、インターネットの活用や雑誌、学会等への発表などにより情報を提供する。

3．遺伝子解析ツールの開発業務

遺伝子解析を容易にできるようにするため、遺伝子情報、ORF等必要なデータを収集し、これらのデータを解析して、機能未知な遺伝子に対する機能推定等のための解析ツールとして情報処理システムを開発する。

4．遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律関係業務

- (1) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第32条第1項に基づく立入検査等については、同条第2項に基づく経済産業大臣の指示に従って的確に実施してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。
- (2) 上記の立入検査等業務を的確に実施するため、必要に応じて法施行に係る調査を行う。

B．化学物質管理分野

1．化学物質総合管理情報の整備提供関係業務

- (1) 関係機関の協力を得て、国内で年間100t以上の製造・輸入実績がある化学物質（高分子等の低懸念化学物質を除く）及び化学物質管理法令の対象物質並びにその他優先的に整備すべき物質合計4000物質程度を中心に、国内法規制情報、海外での規制等の情報、物理化学的性状情報、有害性情報、暴露情報、リスク評価等の情報について、信頼性や質の高い情報源からデータを収集し、データの有無及びその内容を整備する。

これらにより化学物質の安全性や法規制情報等に関する体系的なハザードデータベースの整備を行い、インターネットの活用等により広く提供するとともにその維持・更新を行う。

- (2) 化学物質のハザードデータ、暴露評価データ、リスク評価データ等の基盤情報と暴露評価手法、リスク評価手法等各種評価手法に係る情報を統合したシステムを構築する。

- (3) 海外の関係情報の収集及び国内情報の提供、化学物質総合管理情報の整備に係る国際整合性の確保等のため、国際機関等の活動への積極的な参画、所要の調査等を実施する。
- (4) 整備したデータベースの利用を広く促進するためパンフレット等により普及活動を行う。

2．化学物質審査規制法関連業務

- (1) 化学物質情報基盤システムの整備等を行い、届出のあった新規化学物質の審査に必要な各種調査、資料の作成及び確認申請のあったG L P適合試験施設の査察への参加等国が法施行事務を適正に実施するために必要な業務を行う。
- (2) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第33条第5項に基づく立入検査等については、同条第6項に基づく経済産業大臣の指示に従って的確に実施してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。
- (3) 国における化学物質の審査・規制に係る国内体制の整備等を支援するために必要な国内外の情報の収集、整理等を行うため、国際機関等の活動への積極的な参画、所要の調査等を実施する。

3．化学物質排出把握管理促進法関連業務

- (1) 届出対象事業者から届出のあった化学物質排出量等の電子計算機への記録、集計、公表及び開示等や、届出対象外事業者を含む事業者全体からの排出量の算出及び公表等、国が法施行事務を適正に実施するために必要な業務を行う。
- (2) 事業者からの届出等が適切に行われるよう、事業者への情報提供、事業者からの照会に対する対応等、本法に係る普及啓発を行うとともに、事業者が排出量等の算出を容易かつ適切に行うことができるよう、算出支援システムの開発・運用等の業務を行う。
- (3) 国における化学物質管理に係る国内制度の企画立案を支援するために必要な国内外の情報の収集、整理等を行うため、国際機関等の活動への積極的な参画、所要の調査等を実施する。

4．化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律関係業務

- (1) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（以下「化学兵器禁止法」という。）第30条第5項に基づく国際機関による検査等の立会い業務（オンサイト分析を含む）については、同条第6項に基づく経済産業大臣の指示に従って的確に実施する。
- (2) 化学兵器禁止法第33条第4項に基づく立入検査等については、同条第5項に基づく経済産業大臣の指示に従って的確に実施してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。
- (3) 上記の立会い業務及び立入検査等業務を的確に実施するため、特に以下の措置を講ずる。
 - 化学兵器禁止法に規定された特定物質、指定物質及びこれらの関連物質の分析能力の向上を行う。
 - 必要に応じ国際機関による検査等の対象事業所の実態調査を行う。
 - 国際合意形成への貢献と分析方法の整合性確保のため、化学兵器禁止機関（O P C W）の関連会合等に参加する。

C.適合性評価分野

1.工業標準化法に基づく試験事業者登録関係業務（JNL A）

(1) 試験事業者の登録を迅速かつ効率的に実施するため、評定委員会を適時開催するとともに、試験事業者の登録申請を一層容易にするためのガイダンス文書を作成し、公表する。

また、登録制度実施に係る説明会を開催し、申請者の利便性及び登録処理の効率化を図る。

(2) 審査資格を有する職員の増強を図るため、資格取得に係る講習会、訓練等を実施する。

(3) 工業標準化法の遵守状況を確認するため必要に応じて同法に基づく立入検査を実施するとともに、A P L A C（アジア太平洋試験所認定協力機構）及びI L A C（国際試験所認定協力機構）の相互承認（M R A）の条件を維持するため、希望する登録試験事業者に対して、最新の認定基準であるJ I S Q 1 7 0 2 5を用いて定期的に検査を行う。

また、技能試験を定期的実施することにより登録試験事業者の試験技術能力を確認する。

(4) A P L A C及びI L A Cに係る人的貢献を図るため、総会及び関連委員会への参加等を行う。

(5) 我が国の認定機関間の連絡会を開催し、内外の認定機関情報の共有、評価技術の向上、国際貢献のための相互支援を図る。

(6) J N L A制度の信頼性を向上させ、その適切な普及を測るために必要な調査を行う。

2.計量法に基づく校正事業者認定^注関係業務（J C S S）

(1) 校正事業者の認定^注を迅速かつ効率的に実施するため、評定委員会を適時開催するとともに、校正事業者の認定^注申請を一層容易にするためのガイダンス文書を作成し公表する。

また、認定^注制度実施に係る説明会を開催し、申請者の利便性及び認定^注処理の効率化を図る。

(2) 審査資格を有する職員の増強を図るため、資格取得に係る講習会、訓練等を実施する。

(3) 計量法の遵守状況を確認するため必要に応じて同法に基づく立入検査を実施するとともに、A P L A C（アジア太平洋試験所認定協力機構）及びI L A C（国際試験所認定協力機構）の相互承認（M R A）の条件を維持するため、希望する認定事業者^注に対して、最新の認定基準であるJ I S Q 1 7 0 2 5を用いて定期的に検査を行う。

また、技能試験を定期的実施することにより認定校正事業者^注の校正技術能力を確認する。

(4) A P L A C及びI L A Cに係る人的貢献を図るため、総会及び関連委員会への参加等を行う。

(5) 我が国の認定機関間の連絡会を開催し、内外の認定機関情報の共有、評価技術の向上、国際貢献のための相互支援を図る。

注：上記の計量法に基づく校正事業者認定関係業務は、公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律（平成15年法律第76号）附則第1条第3号の規定に基づき、平成17年7月1日より登録制度に移行するため、同日より表題及び(1)中「認定」とあるのを「登録」と、(3)中「認定事業者」とあるのを「登録事業者」と、「認定校正事業者」とあるのを「登録校正事業者」と読み替えるものとする。

3.ダイオキシン類等極微量分析証明事業者等認定関係業務

(1) 特定計量証明事業を行う者（特定計量証明事業者）の認定は、J N L A及びJ C S Sの認定制度運営経験を活用しつつ国際的な認定手法を準用する。

(2) 証明事業者の認定申請を容易にするためにガイダンス文書を作成し、公表する。

- また、認定制度実施に係る説明会を開催し、申請者の利便性及び認定処理の効率化を図る。
- (3) 品質システムの審査は、JNL A及びJCS Sの審査資格を有する職員を活用する。
 - (4) 計量法の遵守状況を確認するため経済産業大臣の指示に従って同法に基づく立入検査を的確に実施するとともに、特定計量証明事業者の分析技術を確認するため必要に応じて技能試験を実施する。さらに、必要に応じて特定計量証明事業者の品質システムの状況を確認するための調査を行う。

4．標準物質関係業務

- (1) 平成17年度までに告示される標準物質を調製するための基準物質（約150物質）について、各物質ごとに定めた保管条件で保管し、長期保存安定性の確認周期を定め、測定を行う。
- (2) 基準物質を消費した場合又は保存安定性の確認において基準物質に経時変化が認められた場合、基準物質を創製し値付けを行う。
- (3) 計量法第135条第2項に基づく経済産業大臣の公示により、機構が校正機関とされた標準物質について値付けを行う。
- (4) 標準物質総合情報システムの適切な運用管理を行うとともに、関係機関に対する調査による迅速な情報の更新を行い、インターネット等により情報を提供する。
- (5) COMAR^注の運営の国内事務局として、登録基準に適合した国内標準物質を中央事務局に申請するとともに、国際標準物質情報を広く提供する。また、COMAR運営会議に出席して国内の意見を運営に反映させる。

注：COMARとは、標準物質を登録した「国際的なデータベース」をいう。

5．製品安全4法^注で規定された国内（外国）登録検査機関の登録等関係業務

- (1) 製品安全4法に基づく国内（外国）登録検査機関の登録等のための調査は、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準等に適合するかを調査してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。
- (2) 製品安全4法に基づく国内（外国）登録検査機関等に対する立入検査は、経済産業大臣の指示に従って国内（外国）登録検査機関等の業務の状況等を検査してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

注：消費生活用製品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法、電気用品安全法を言う。（以下同じ。）

6．特定機器に係る適合性評価の相互承認関係業務

- (1) 特定機器に係る適合性評価の相互承認の実施に関する法律に基づく調査は、経済産業大臣の指示に従って国外適合性評価事業の実施に係る体制について実地調査を行い、その結果を経済産業大臣に速やかに通知する。
- (2) 特定機器に係る適合性評価の相互承認の実施に関する法律に基づく認定適合性評価機関等に対する立入検査は、経済産業大臣の指示に従って認定適合性評価機関等の業務の状況等を検査して、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。
- (3) 相互承認の実施可能性を検討するために必要な海外の適合性評価制度や適合性評価機関等の能力に係る調査を行う。

7. 工業標準化法で規定された登録認証機関の登録等関係業務

- (1) 工業標準化法に基づく国内(外国)登録認証機関の登録のための調査は、経済産業大臣の指示に従って国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準等に適合するかどうかの調査を行い、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。
- (2) 工業標準化法に基づく国内(外国)登録認証機関に対して、経済産業大臣の指示等に従って、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準等に継続して適合するかどうかの立入検査及び試買検査を行い、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

8. 工業標準化法(7.の登録等関係業務及びJNLAを除く。)、家庭用品品質表示法及び計量法(JCSSを除く。)に基づく立入検査関係業務

- (1) 工業標準化法の一部を改正する法律(平成16年法律第95号)による改正前の工業標準化法に基づく認定製造(加工)業者、指定(承認)認定機関及び指定(承認)検査機関に対する立入検査は、経済産業大臣の指示に従って製造業者等の品質管理、技術的生産条件等及び認定機関等の業務の状況等を検査してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。
- (2) 工業標準化法に基づく認証製造業者等及び認証加工業者に対する立入検査は、経済産業大臣の指示に従って製造品質管理体制、加工品質管理体制等を検査して、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。
- (3) 家庭用品品質表示法に基づく立入検査は、同法第19条第4項に基づく経済産業大臣の指示に従って同法の遵守状況を検査してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。
- (4) 計量法に基づく届出製造事業者等に対する立入検査は、同法第168条の6第2項に基づく経済産業大臣からの指示に従って工場等を検査してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

9. 国際提携関係業務

オーストラリア政府との口上書に基づく同国向け自動車及びその部品製造事業者に対する生産適合検査(COP)及びその試験施設検査(TFI)は、オーストラリア自動車設計規則(ADR)に照らして計画的に実施してその結果をオーストラリア政府に報告する。

D. 人間生活福祉分野

1. 人間特性計測関係業務

- (1) 基本動態計測手法の開発にあたっては、外部有識者の意見を踏まえて、上肢、下肢に関わる動作等からニーズの多い特性を順次5種類選定し、計測手法ごとに各世代の生活者の検証データを取り、適用範囲の広い計測手法を確立する。また、確立した計測手法は対応する検証データとともにインターネット等により広く公開する。

- (2) 高齢者等の基本動態特性 18 項目及び基本身体寸法 14 項目についてデータを収集する。データの収集に際しては、全国 6 力所の都市で各世代の生活者を対象とするなど、年齢と地域性を考慮する。また、高齢者に配慮すべき特性情報をインターネット等により広く公開する。

2．福祉用具評価関係業務

使用者や介助者の安全性を確保するために必要な、強度、耐久性、構造、形状等の評価（工学的評価）、及び使用者や介助者の利便性を確保するために必要な、使用実態等の調査に基づく使い勝手や人間適合性等の評価（効用評価）手法について社会ニーズの高いものを外部有識者の意見を踏まえ計画的に選定し、平成 17 年度までに 15 テーマ開発する。

3．製品安全関係業務

- (1) 関係機関との協力・連携により、毎年約 1,000 件の事故情報を迅速かつ積極的に収集する。
- (2) 収集した製品事故情報のうち事故の再発・未然防止のため必要な案件について、事故原因究明テストを実施する。
- また、事故原因究明手法の開発等により原因究明の精度向上を図る。
- (3) 製品の高度化に対応するため、外部有識者、専門技術者等の意見を踏まえ、事故発生原因の技術解析を行う。
- (4) 評価及び整理を行った情報については、印刷物及びインターネット等を通じて広く提供する。
- (5) 市場モニタリングテスト業務について、消費者ニーズ及び行政ニーズに基づき、適切かつ迅速に処理を行い、原則公開する。
- (6) 製品安全 4 法に基づく製造事業者等への立入検査については、経済産業大臣の指示に従って製造工程、品質管理状況等を検査してその結果を経済産業大臣に速やかに報告する。
- (7) 天災その他の事由により国内（外国）登録検査機関が製品安全 4 法に定める適合性検査を実施できなくなった場合において、経済産業大臣の指示に基づき機構が当該検査を的確に実施できるよう既存技術を維持する。

4．鉱山保安法に基づく検定関係業務

鉱山で使用する機械、器具等坑内用品に係る検定を鉱山坑内用品検定規則に従い、迅速かつ効率的に実施する。

5．講習関係業務

- (1) 電気工事士法に基づく講習関係業務
電気工事士法に基づく講習を的確に実施する。
- (2) 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく講習関係業務
特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律に基づく講習を的確に実施する。

E．その他業務

1．標準化関係業務

- (1) 標準化に向けた調査研究は、原則として筑波技術センターを活用し、独立行政法人産業技術総合研究所、大学又は産業界等との共同研究や協力連携により行う。
- (2) 調査研究により得られた試験評価方法等の成果から、国家標準（JIS）、標準仕様書（TS）、標準報告書（TR）、国際標準（IS）の案を20件以上作成し提案する。また、当該案がJIS、TS、TR、ISになった後には、随時内容の見直しを行う。
- (3) 各分野の国際標準化活動に参画する。

2．情報技術（IT）セキュリティ関係業務

- (1) JNLA及びJCSSの運営経験を活用して国際基準・指針に整合したITセキュリティ評価プログラムを構築して、運営する。
- (2) コモンクライテリア承認アレンジメント（CCRA^注）に関する国際会議に出席する。

注：コモンクライテリア承認アレンジメント（CCRA）とは、1998年10月、米英仏独加によって合意された相互承認アレンジメントであり、ISO/IEC-15408（情報セキュリティの評価基準）に基づいて評価されたIT製品のセキュリティ評価結果を認証し、貿易上の障害の排除を図るもの。

3．依頼試験評価業務

機構の能力を活かし、民間での実施が困難な試験・評価を依頼に応じて適切に実施する。

F．その他業務運営に関する計画

1．独立行政法人産業技術総合研究所との共同事業

標準化関係業務等に関して独立行政法人産業技術総合研究所との共同研究・共同事業等を行う。

2．試験等の評価結果の信頼性確保

中期目標期間中に、人間生活福祉分野における試験業務等について、順次JIS Q 17025（試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項）の適合を図る。

3．人材育成の推進

職員の技術能力の向上のため、内部教育訓練を積極的に実施するほか、国際機関や外部専門機関の行う研修に積極的に参加するとともに、独立行政法人産業技術総合研究所、大学等の試験研究機関への職員派遣を行う。

・予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1．予算（人件費の見積もりを含む。） 《別表1》

[運営費交付金の算定ルール]

$$\text{交付金額 } G_i = (G_{i-1} - \text{償還}) \times \text{償還率} \times \text{償還率} + \text{償還}$$

- ・ G (交付金額) : i は年度。G_{i-1} は前年度における運営費交付金額
- ・ 償還率、償還については、以下の諸点を勘案した上で、各年度の予算編成過程において、当該年度における具体的な計数値を決定する。
 - (効率化係数) : 期初において実施している業務については、業務の効率化を進め、中期目標の期間中、平均で前年度比 1 % 程度の業務の効率化を図る。
 - (消費者物価指数) : 前年度における実績値を使用する。
 - (政策係数) : 法人の業務の進捗状況や財務状況、新たな政策ニーズ等への対応の必要性、独立行政法人評価委員会による評価等を勘案し、具体的な伸び率を決定する。
- ・ 償還については、新規施設の竣工に伴う経費、法令改正に伴い必要となる措置、大規模な設備機器の更新等の事由により、特定の年度に一時的に発生する資金需要であって、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模 (法人の毎年度支出予算額の 1 % 相当額以上) のものに限り、必要に応じ計上する。

2. 収支計画 《別表 2》

業務の効率的な実施による費用の低減、自己収入の増加その他の経営努力により財務内容の改善を図る。

3. 資金計画 《別表 3》

・ 短期借入金の限度額

- ・ 短期借入金の限度額 : 3,200,000,000 円
- ・ 想定される理由 : 運営費交付金の受入れの遅延。
受託業務に係る経費の暫時立替え。等

・ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとする計画

なし。

・ 剰余金の使途

知的基盤機関としてのパフォーマンスの向上のため、

- ・ 人材育成・能力開発・研修
- ・ 調査研究 (例 : ニーズ・シーズ調査等)
- ・ 学識経験者等の招へい
- ・ 先行投資 (施設・設備等の購入)
- ・ 任期付職員の新規雇用
- ・ 講習関係業務

の用途に使用。

・その他経済産業省令で定められた記載事項

1. 施設・設備に関する計画

中期目標の達成のために必要な施設及び設備を適正に整備していく。

施設の内容	予定額	財源
・可変環境テスト室の整備 ・検定用風洞施設の整備 ・化学精密分析室の整備 ・標準ガス供給施設の整備 ・その他工業製品等に関する技術上の評価、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供並びに工業製品等の評価の技術に関する調査及び研究等の推進に必要な施設・設備の整備	総額 13億円	施設整備費 補助金

(注) 上記予定額は、<別表1>の試算結果を掲げたものである。

なお、以下の建設中の施設については、引き続き国において整備される。

施設の内容	予定額	財源
・生物資源保存供給施設の整備 ・生物遺伝資源解析施設の整備	総額 77億円	現物出資

2. 人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。)

(1) 方針

中期目標に基づく新規業務及び業務量の増加に対しては、既存業務の合理化を図ることにより可能なかぎり配置転換による人員を充てるとともに、外部人材の積極的活用により、総事業費に対して常勤職員の人件費が占める割合の抑制に努める。

(2) 人員に係る指標

平成17年度の総事業費に占める常勤職員の人件費の割合を平成13年度以下とするよう常勤職員数を抑制する。

(参考1)

- 1) 期初の常勤職員数 415人
- 2) 期末の常勤職員数 415人

・任期付き職員に限り受託業務の規模等に応じた必要最小限の人員の増加が有り得る。

(参考2) 中期目標期間中の人件費総額

中期目標期間中の人件費総額見込み 16,620百万円

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

(3) その他人事に関する計画

企画立案機関との人事交流

行政実施機関として政策の迅速・的確な実施のため経済産業省等政策の企画立案機関との人事交流を積極的に行う。

任期付任用の促進

業務の実施テーマ等に沿った専門的人材等の任期付任用を積極的に行う。

業績の評価と反映

評価システムの導入・実施による、職員の意欲向上と適材適所の配置の実現を図る。

《別表1》 予算

平成13年度～平成17年度予算

(単位：百万円)

区 別	金 額
収入	
運営費交付金	40,478
施設整備費補助金	1,321
受託収入	4,190
うち国からの受託収入	2,690
うちその他からの受託収入	1,500
講習関係収入	5,235
その他収入	78
計	51,302
支出	
業務経費	16,907
施設整備費	1,321
受託経費	4,190
講習関係経費	4,838
一般管理費	23,649
計	50,905
次期中期目標期間への繰越金	397

注：運営費交付金収入については、効率化係数 1%、物価上昇係数±0%、政策係数+1%、特定年度の一時的資金需要() 2,876百万円と仮定した場合における試算結果を掲げたものである。

[人件費の見積り]

期間中総額 16,620百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

《別表2》収支計画

平成13年度～平成17年度収支計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	51,723
經常費用	51,723
業務経費	12,051
受託経費	4,190
一般管理費	23,649
講習関係経費	4,838
減価償却費	6,995
財務費用(利息)	0
臨時損失	0
収益の部	52,120
運営費交付金収益	35,622
受託収入	4,190
講習関係収入	5,235
手数料収入	78
資産見返負債戻入	6,995
寄附金収益	0
臨時利益	0
純利益	397
目的積立金取崩額	0
総利益	397

注1：機構における退職手当については、役員退職手当支給基準及び国家公務員退職手当法に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

注2：純利益397百万円については、目的積立金として次期中期目標期間への講習関係経費に充てることを想定している。

《別表3》資金計画

平成13年度～平成17年度資金計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	51,302
業務活動による支出	44,728
投資活動による支出	6,177
財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	397
資金収入	51,302
業務活動による収入	49,981
運営費交付金による収入	40,478
受託収入	4,190
講習関係収入	5,235
その他の収入	78
投資活動による収入	1,321
施設費による収入	1,321
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	0